

## 基本計画

将来像を実現するため、今後 10 年間、基本計画に掲げる施策はすべて進めていかなければなりません、住みよさにつながることを意識して、特に 7 つの基本目標に対して各施策を「重点施策」として位置づけ、積極的に進めていきます。

### 1 . 豊かな自然と美しい景観のまちづくり（景観・環境・土地利用）

軽米町が有する豊かな自然景観・環境や農畜産業と連動し調和した、再生可能エネルギーの活用および、エネルギー消費（CO2 排出）の節減について、主体関連携のもと積極的に取り組み、環境への負荷を軽減していきます。そのため「景観・環境・土地利用」を基本理念として設定し、彩りある美しい景観のまちを目指します。

#### 第 1 節 軽米町の豊かな自然環境の保全

緑豊かな環境整備：

既存の公園緑地を適正に維持管理して、緑の拠点や水辺の環境、緑のまち並み整備を進めます。

町民意識の啓発：

自然学習機会の充実や広報活動の充実を図ります。

自然環境保全の推進：

まちぐるみの自然環境保全を進めていきます。

#### 第 2 節 低炭素社会のまちづくり

自然との共生：

企業や町民の理解と積極的な参加を促し、自然環境の保全とその恵みを楽しむ社会の構築を目指します。

地球温暖化対策の推進：

地球温暖化対策実行計画を策定し、着実に実行していきます。

低炭素社会のまちづくりの推進：

公共バスの利用促進、未利用エネルギーや自然資本の活用等を目指します。

省エネルギー対策の推進：

省エネやエコロジーに関する情報、対策推進のための提言等を積極的に発信します。

#### 第 3 節 バイオマスタウンの推進

良質な堆肥づくり：

畜糞尿を利用した良質な堆肥づくりを推進します。

廃材、林地残材の粉炭への利活用：

森林環境の保全・整備、森林資源の有効活用のため、土壌改良資材としての粉炭の生産振興を図ります。

バイオマス燃料の活用：

鶏糞等の燃料化や林地残材から得る熱エネルギー活用を推進し、新産業の育成を推進します。

鶏糞炭化処理施設の廃熱利用：

鶏糞炭化処理施設などの廃熱を利用するシステムを研究し、施設園芸農業への活用を推進します。

地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの活用促進：

これまで捨てられていた資源を有効に使用する再生可能エネルギーの活用促進をまちぐるみで取り組みます。

#### 第 4 節 ごみの減量のまち

リサイクルの推進：

ごみ減量化の周知徹底とともに、ごみの収集・処理体制の充実を図ります。

ごみゼロのまちづくり：

町民、事業者、行政が協働して取り組む、将来の「ごみゼロのまち」の構築を目指します。

## 第5節 美しい景観のまち

豊かな田園景観、心に残る田園景観の保全：

心の原風景となるような風景を選出し、その維持に努めます。

町民一体の花づくりの継続、充実：

町民一体となった花のあるまちづくりを進めていきます。

花の名所づくり、花の道づくりの推進：

季節折々の花が咲くまちづくりをし、首都圏、近隣地域との交流人口及び物流を拡大させます。

緑化、花づくりについての情報の提供：

冊子の配布や体験教室、講習会の実施等により、花づくりについての知識、技術の提供を図ります。

## 2. 高齢者もいきいき暮らすまちづくり（生きがい・保健・福祉・コミュニティ）

高齢化社会が進む中、軽米町では、高齢者も地域づくりの担い手と位置づけ、高齢者が安心して暮らしながら、長年培った経験や技術を活かし、社会活動に積極的に参加できる地域づくりを推進していきます。このためまちづくりでは、高齢者の生きがい、福祉、高齢者を支えるコミュニティを大切に、高齢者も生き生き暮らすまちを目指します。

### 第1節 生きがいを持った元気な高齢者が暮らすまち

高齢者の人材活用：

シルバー人材センターの充実を支援し、新産業への雇用機会の充実を図ります。

高齢者の生きがいづくりの推進：

就労、ボランティア、生涯学習、生涯スポーツなどを通じ、地域社会に積極的に参加ができるように支援します。

地域伝承活動の推進：

伝統文化の伝承活動などに高齢者の知恵・技術を活用し、多世代交流を図り、高齢者の社会参加を進めます。

高齢者支援体制の整備：

高齢者と独り暮らし世帯などに対し、お弁当の配食サービスの実施、警察や郵便、コミュニティなどが連携した見守りネットワークづくり、商店街と連携した買物弱者対策の支援などの取り組みを推進します。

### 第2節 保健対策の充実

健康づくり支援の情報提供：

紙面やITを活用して、正しい健康づくりに関する情報提供を行います。

健康講座と健康教室の開催：

健康相談や健康教室を開催し、町民の健康意識の向上を高めるとともに食生活指導を強化推進します。

### 第3節 福祉の充実

共に支え合うまちづくり：

誰もが安心して暮らせるよう、地域の医療・福祉・教育・就労等のサービスを有効活用できるまちづくりを目指します。

住民による健康づくりの推進：

高齢になっても充実した日常生活が送れるよう介護予防を進め、医療費の削減を目指します。

地域福祉活動の充実：

民生委員・児童委員、各種民間団体、福祉ボランティア等関係機関の連携の下、高齢者の暮らしの支援について、地域で支える仕組みを構築しながら地域福祉活動の充実を図ります。

介護保険事業の充実：

要介護高齢者の状態像の変化を踏まえたサービスシステムの機能強化を促進します。それぞれのサービスの有機的な連携を推進しながら「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた施策の展開を進めます。

地域包括支援体制の充実：

地域包括支援センターについては、総合的な相談・調整機能を強化するとともに、介護予防の強化促進を図ります。また、地域での見守り体制を進めるため、地域公民館単位でのふれあい共食事業を展開します。

既存の福祉施設の充実：

既存の福祉施設が、ふれあい活動の場として活用されるよう、施設の充実を図ります。また複合型（福祉・健康維持増進）交流施設を整備し、機能を生かした事業を推進します。

自立への支援と社会参加の促進：

障がい者があらゆる活動に参加し生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを目指します。

雇用環境の改善：

ハローワークなど関係機関との連携による雇用環境の改善を図ります。

勤労者福祉の充実：

雇用開発の各種施策のPRと活用を促進するとともに、勤労者福祉の充実を図ります。

#### 第4節 安心して暮らせる医療の充実

保健・福祉・医療の連携：

ICTを活用し、保健・福祉・医療分野の協力体制や連携を深め、健康指導や見守り活動を進めます。

地域ぐるみの健康づくり活動への支援：

携帯電話やテレビ電話等を活用し、町民自らが健康管理に取り組んで、健康づくりやボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

## 3. 子育て支援日本一のまちづくり（子育て・教育・スポーツ）

少子化が進む一方で、地縁、血縁といったつながりや多世代のつながりのもと、安心して子育てができる環境づくりの推進が求められています。今後、社会状況の変化に伴い、母子世帯、父子世帯、共働き世帯のさらなる増加が予想されており、誰もが等しく教育を受け、安心して子育てができる体制づくりが急がれます。

そこで、まち全体でこうした子育て支援や教育の充実、スポーツの活性化を進め、子育て日本一のまちを目指します。

### 第1節 まちぐるみで子育て支援のあるまち

医療費助成の充実：

中学生までの医療費助成を継続し、さらに子宮頸がんワクチン等の定期予防接種費用の助成を進めます。

生まれる前からの支援体制の充実：

「健康寿命」は子どもの頃からの健康づくりを基本と捉え、妊産婦から生涯を通じた健康づくりを進めます。

子育て支援体制の充実：

子育て中の人々が気軽に集まれる場所および専任スタッフなどを確保し、子育て支援事業の充実を図ります。

幼保一元化の推進：

幼保一元化を図り、将来の「かるまい子ども園」（仮称）への一本化に向けた取り組みを推進します。

## 保育サービスの充実：

多様化する保育ニーズに対応するため、子育て家庭における仕事と育児の両立を支援します。あわせて、保育料の負担軽減や、多様化した保育ニーズに対応した保育園施設整備を実施します。

## 児童厚生・福祉施設の充実：

安全・安心な子どもたちの活動拠点として、児童厚生・福祉施設の環境整備に努めます。

## ひとり親家庭支援体制の充実：

関係機関と連携した相談体制を構築し、母子・寡婦福祉資金等、諸制度の周知と活用を促進を図ります。

## 放課後子ども教室の推進：

小学校の余裕教室等を活用して、児童の放課後における安全で健やかな居場所づくりを推進します。

## 世代間交流による子育て支援：

気軽に集える多世代交流の場を提供し、まち全体が子どもを育て、見守る意識を育てます。

## 次代の親の育成および思春期保健対策の充実：

中高生と幼児のふれあい体験等、子育ての大切さと楽しさを伝える取組みを推進します。

## 児童虐待防止対策の推進：

要保護児童対策地域協議会の組織を活用し、児童虐待の防止と早期発見・適切な対応に努めます。

## 発達障がいのある子どもへの支援の充実：

きめ細やかな支援のために、母子保健事業と保育所や幼稚園、学校などの連携による支援体制について整備を図ります。

## 児童生徒の健康対策：

生活習慣病予防対策を含めた健康面でのサポートも充実させます。

## 第2節 子どもの見守りによる安心で安全なまち

### 防犯・暴力追放対策の推進：

関係機関・団体との連携による「子どもの安全」対策の促進に努め、地域における防犯意識・暴力追放意識の高揚を図ります。

## 第3節 教育の充実

### 家庭・地域教育力の向上：

家庭の教育力の向上に努めるとともに、子どもたちがさまざまな体験活動に取り組むことができる活動拠点づくりを通じて地域の教育力の向上に努めます。

### 体験的な活動機会の充実と促進：

青少年の豊かな心を育むため、地域の特性を活かした体験活動や、異年齢、世代間が交流できる活動の充実を図ります。

### 地域社会の教育力の活用とキャリア教育の推進：

郷土に対する誇りと愛着を育むために、地域の産業や自然などの学習や、地域住民との交流を促進します。

### 食育事業の推進：

関係機関、団体と連携した「豊かな食の体験」を積み重ねるとともに、全町民を対象とした食育事業の充実を図り、生涯を健康で質の高い生活を送ることができる基礎づくりを進めます。

### 確かな学力の向上を目指す教育の推進：

自ら学び自ら考え行動する力などの確かな学力の向上や人との関係づくりの基本となるコミュニケーション能力の向上など、実践的な力を育成します。

### 特色ある学校づくりの推進：

地域連携型中高一貫教育事業等の特色ある学校づくりを継続していきます。

### 学校施設・設備の充実：

軽米小学校の建設を始め施設の耐震化や防災機能の充実などの計画的な整備を進めます。また ICT 活用（電子黒板等）による教育環境の充実を図ります。

学校統合の推進と学校施設の活用：

町内3小学校1中学校体制に向け、学校統合を推進します。遊休施設となった体育館および屋外プールについては、今後の活用方法を検討していきます。

国際理解教育の充実：

国際感覚と語学力を身に付けた人材を育成するため、国際理解教育を充実します。

ボランティア教育の充実：

ボランティア活動や環境保全に対する理解を、参加型の学習により深めていきます。

男女共同参画社会の実現：

男女共同参画プランの作成や啓発活動の推進に努めます。

#### 第4節 多様な学びの機会の創出

多様なメディアを活用した生涯学習情報の受発信：

多様なメディアを活用した、わかりやすい生涯学習情報の発信に努めます。

町民との協働による生涯学習の推進：

町民と行政が協働して地域課題を学習する機会を設けるとともに、自らが企画し、学習の場を提供する団体等への支援を行い地域力を高めます。

高齢者が健やかで豊かに学ぶ機会を創出：

多様な学習機会を提供するとともに、高齢者が経験や能力を生かして積極的に社会に参加できる体制づくりに努めます。

自治公民館活動の支援：

団体の育成及び活動、自治公民館活動を積極的に支援します。また、生涯学習機能を持つ複合施設の整備を推進します。

#### 第5節 スポーツ活動の活性化

身近で気軽にスポーツを楽しむことのできる場や機会の提供：

子どもからお年寄りまでがスポーツに親しむ意識を高め、スポーツを楽しむ機会の充実を図るため、マナーや事故防止などの知識の普及・啓発に努めます。

いわて国体に向けた環境整備の推進：

いわて国体が開催される平成28年に向けて、開催施設や施設への連絡道路等の整備を推進します。

スポーツ推進体制の整備・充実：

スポーツ・レクリエーションの指導者養成と確保を図り、スポーツ大会の開催などを行います。

スポーツ施設の整備・改修：

運動施設は老朽化が進んでいるものもあり、今後は住民ニーズに応じて、効果的な整備・改修に努めます。

## 4. 資源を活かした地域産業のまちづくり（産業・地域ブランド）

軽米町は、雑穀やプロイラー、黒毛和種など特色ある農林畜産物や雪谷川などの豊かな自然景観に恵まれています。しかし、近年の後継者問題や、外国産農畜産物との価格競争、日本国内の地域間競争など多くの課題を抱えています。このような中、地域産業の持続的な振興のためには、地域の特色ある資源を効率的に活用した地域産業のブランド化など、新たな魅力づくりが必要です。加えて、町内外の人々の交流を通じたコミュニティビジネスの創出も求められており、これら地域産業の創出を推し進めていきます。

#### 第1節 かるまいブランドの創出

地場産品の研究開発・販路拡大：

地域資源を活用した新製品の研究開発、販路拡大、PR活動の強化などを進めます。

ブランド化の確立：

他産地との違いを打ち出し、ICT(情報通信技術)を活用した情報発信を充実させ、地域ブランドとして確立させていきます。

産地直売施設の整備促進：

現在ある産地直売施設や交通拠点での産地直売施設の整備を促進します。

地場産業の育成強化：

地場企業の研修及び職業能力開発などによる人材育成を促進することにより、育成強化を図ります。

特産品開発支援とブランド認証制度の検討：

販路拡大やブランド化を進めるため、推奨制度の充実や農畜産物のブランド化のための制度創出を図ります。

## 第2節 農林業の振興

農林産物の付加価値の向上(軽米農業の6次産業化)：

農商工連携、産学官の連携を発展させ、生産から加工、流通までを担う6次産業の推進を図ります。

資源循環型農林畜産業の推進：

軽米産の飼料用米を生かした資源循環型農林畜産業を創出します。

環境に配慮した農業の推進：

クリーン農業の普及と、減農薬、減化学肥料栽培等の推進を図り、環境に優しい農業を推進します。

都市居住者の新しい需要への対応：

情報通信技術の活用により滞在型観光や畑オーナー制度を充実させ、都市居住者の需要に対応していきます。

森林資源の持つ多面的機能の維持増進：

森林が持つ公益的・多面的機能の維持・増進のため町民や企業との協働のもと、森林整備の推進を図ります。

担い手の育成・確保：

新規就農者及び後継者の確保と経営体としての法人化を進め、高齢農業者の技術及び能力が活用できるよう必要な対策を進めます。

軽米産食材供給の推進：

平成21年に策定したかるまい食育推進計画に基づき、関係団体などと連携した取り組みを進めます。また、地元農畜産物の利用拡大を図るため、飲食店等との連携や配送システムの構築を検討します。

周辺市町村との広域連携による農林業の推進：

二戸広域市町村との連携体制により生産規模の拡大と安定出荷体制の確立などを図り、農林畜産物の産地化を推進します。

## 第3節 商工業の振興

地域に根ざした商業活動の推進と雇用の創出：

食品関連企業を誘致し雇用の創出を図ります。起業者の支援、育成を図り、地域に根ざした商業活動の創出を推し進めます。

中心市街地の活性化：

中心市街地のそれぞれの特性を活かした店づくりを促進するとともに、歩いて楽しい商店街づくりを進めます。また国の補助金など様々な助成制度を活かし商店街を支援します。

経営の近代化：

商工会や関係機関との連携により経営の合理化、人材育成、融資制度等の充実を図り、地場企業経営の近代化を支援します。

中小企業の経営安定に向けた支援：

軽米町商工会やいわて産業振興センターなどの支援機関と連携し、経営支援体制の充実を図ります。

ソーシャルビジネス等の起業に対する支援：

住民の高齢化や商店街の衰退等による「買物弱者」の問題などを解決するための商工業者の新たな取り組みや起業に対する支援の充実を図ります。

## 5 . 多様な交流が生まれるまちづくり（交流・観光・文化）

人口が増加しない中、活力あるまちづくりを進めるためには、人と人の交流が重要です。また、観光ニーズが多様化し増加する中で、軽米町には様々な資源を活用しながら交流を盛んにすることが望まれます。

そこで、広域的な交流促進を図るためには、東北新幹線二戸駅周辺市町村等、共通する特色を持った市町村と連携するなど広域的な視点を持った観光交流の環境整備や組織的な連携推進しながら、軽米町の地域資源を活かして多様な交流が生まれるまちづくりを目指します。

### 第1節 交流産業の推進

宿泊機能の充実：

既設の宿泊施設の充実を図るとともに、滞在型観光に対応した宿泊施設の充実を図ります。

周辺市町村との広域連携による集客促進：

広域観光の充実や地域ブランドの共同開発といった交流産業の促進を図ります。

観光資源の充実：

地域資源を活かした観光施設の点検整備を進めるとともに、自然や風土、歴史を活かした観光と農業などの産業を活用した体験型観光を推進します。

来訪者にやさしい観光地づくり：

地域資源を活かした観光地づくりを推進するため、来訪者にわかりやすいサイン整備および観光ルート整備を促進します。

受入体制の整備：

観光ボランティア、地域リーダーの育成支援、観光PRの強化を行い、観光客の受入体制の整備を促進します。

交流施設の整備：

軽米町のバイオマス資源などを活かして、地域の特色ある情報発信機能と交流機能を併せ持った、地域活性化の拠点となる交流施設の整備を推進します。

### 第2節 伝統文化の継承

町民による創造型文化活動の推進：

町民自らが企画・運営する機会を設けるとともに、総合文化祭など発表の場を提供することで、創造型の文化活動の充実と発展を図ります。

芸術・文化活動の充実：

小中学生の豊かな感性や個性を育み芸術文化を理解する心を養うため、さまざまな芸術の鑑賞を行います。

伝統文化の保存と積極的活用：

有形・無形文化財の調査・記録保存に努め、その積極的な活用を図ります。

### 第3節 交流事業の推進

都市住民等との交流事業：

都市住民や移住希望者を対象とした、移住・定住の促進や長期滞在による人の誘致を進めるとともに、まちづくりへの参加を促し、地域との交流や経済の活性化を図ります。

国際交流の充実：

町民の国際感覚を高め、外国人の人々との相互理解を図るために、町民団体による自主的な国際交流活動を支援します。また、外国語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。

他の自治体との交流事業の充実：

姉妹町との幅広い交流を進めるため、町民レベルでの多様な交流を促進します。

情報発信の充実：

軽米町の農林産物や地域特産品、観光等の情報を、メディアやネット等の多様な手段を通じて発信します。

## 6. 豊かな暮らしを支えるまちづくり（生活基盤・衛生・情報）

軽米町では、町民の豊かな暮らしを実現するために、生活基盤の整備を行ってきました。今後は進展する情報技術と、既存の生活基盤の相互活用に努め、豊かで安全安心な暮らしを実現できるように適切な環境整備が求められています。また、行政、医療福祉、防災機関等の連携などにより生活を支えるようにして、豊かな暮らしがあるまちを目指します。

### 第1節 安全な暮らしのための環境づくり

交通環境の整備：

道路・歩道の改良整備や交通安全施設の整備を進めるとともに関係機関と一体となった安全対策を進めます。

交通拠点への連絡道路の整備：

東北新幹線の駅等に連絡する関連道路の整備を国・県等関係機関に要望します。

町道の整備：

町民の日常生活に密着した道路整備は今後も推進し、橋梁については、長寿命化のために予防保全的な修繕を行います。

除雪機械の整備：

計画的な除雪機械の更新とともに民間委託の推進を図ります。

歩道のバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの普及：

歩道整備にあたっては、地域の実情に適応した安全な歩道空間の創出を進めていきます。

消防・防災体制の充実：

地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、行政と民間企業、地域住民の役割を明確にし、相互の連携が十分機能するように体制の充実を図ります。

救急体制の充実：

消防団、婦人消防協力隊などと連携した、自主的救急体制の充実を進めます。

防犯体制の充実：

防犯活動の推進、町民の防犯意識の高揚などを進め、犯罪のない住みよいまちづくりを推進します。

防犯・交通安全の確保：

学校や地域での安全教室などを開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

消費者保護の推進：

消費生活相談員の解決能力の向上や関係機関との連携を図り、的確な情報提供と消費者教育による消費者啓発を進めます。

### 第2節 居住環境の充実

住環境整備の推進：

豊かで住みよい地域社会実現のため、居住環境の整備および適正な維持管理に努めます。

住宅・建築物耐震化の推進：

建築物の耐震性の向上を図り、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

公営住宅の改良・整備：

公営住宅ストック総合活用計画に基づき、戸数の集約を図り、計画的に規模や設備の改善に努めます。

地域環境美化の推進：

行政と町民の協働体制の確立を図りながら、地域の良好な環境整備と美化を推進し、その維持を図ります。

下水道事業等の推進：

「軽米町污水处理実施計画書」に基づき、町全体を二つの事業方法に区分し、計画的な整備を行います。

住民の意識啓発：

円滑に事業を推進するため、地域説明会やPR活動を通じて情報提供を行いながら、意識啓発を図ります。

「軽米町水道事業基本計画」に基づく計画的な水道整備事業の推進：

「軽米町水道事業基本計画」に基づき、施設の統合を計画的に実施し、老朽化施設の整備更新を図ります。

水道の有収率の向上：

老朽配水管の布設替えや定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図ります。

斎場の整備：

町民の利便性や公衆衛生の向上を図るために、斎場の整備を進めます。

### 第3節 交通の充実

公共交通機関等の整備：

利用者及び交通事業者等と連携しながらコミュニティバスや町民バスのサービス内容の充実を図ります。

デマンドタクシー（乗合型タクシー）の推進：

町民バスやコミュニティバスを充実させるとともに、乗合型タクシー（デマンドタクシー）などの導入を検討しながら、公共交通の充実を図ります。

高速バス路線の充実：

町と主要都市間の高速バス利用を啓蒙しながら、高速バスの転向場などを検討し、高速バス路線の整備・充実に努めます。

### 第4節 市街地の整備

中心街の整備：

自然環境の保全や農業地域との調和に配慮し、環境に優しく暮らしやすい「まちづくり」を進めます。

自治公民館建設への支援：

自治公民館活動支援のため、自治公民館建設への経費援助を継続していきます。

### 第5節 高度情報通信基盤の充実と活用

軽米 ICT（情報通信技術）トータルプランの推進：

軽米 ICT トータルプランを策定して、便利で人に優しいまちづくりを進めます。

情報通信基盤の整備：

地域の情報通信基盤の整備促進を図ります。また、各種申請・届出のオンライン化などの電子自治体の基盤となる地域公共ネットワークの整備充実を図ります。

ICT（情報通信技術）活用の教育・研修の推進：

町民及び職員の ICT（情報通信技術）の技能や情報活用能力の向上に向けた教育・研修を進めます。

### 第6節 電子自治体の構築と情報化の推進

行政窓口のワンストップ化の推進：

高齢者等にも、行政窓口において質の高いワンストップ行政サービスを提供できるよう、わかりやすい情報化に努めます。

防災情報の提供：

新たに光ファイバーを活用した告知放送を整備し、より正確で迅速な防災情報の提供に努めます。

### 第7節 情報セキュリティ対策の推進

個人情報保護の仕組みの検討：

個人情報保護に関して必要な措置をとるための仕組みについて検討していきます。

情報セキュリティ対策の確立：

情報セキュリティが確立された安全・安心な利用環境の整備や情報セキュリティ水準向上に向けた取り組みを推進します。

## 7. 結いの精神のまちづくり（結い・協働参画・行政）

多様化する住民ニーズに対応する上で、今日の自治体運営には、住民参加と住民と行政の協働が必要です。軽米町では、これまで結いの精神で住民参加のまちづくりを推進してきました。今後のまちづくりも、情報公開の推進、参加の機会の創出などを行い、結いの精神が活きるまちを目指します。

### 第1節 支え合うコミュニティづくり

コミュニティ意識の高揚：

自治会などの組織の役割を再認識しコミュニティ組織間の連帯や充実強化を進めます。

コミュニティ活動の促進：

各種コミュニティ組織の活動を充実させるため、拠点となる自治公民館などの施設整備を進めます。

### 第2節 協働によるまちづくりの推進

住民と行政が対等なパートナーとなる協働参画の推進：

住民と行政と一緒に話し合える場の充実、自治組織の積極的な活用を推進し、町民参画による協働事業の推進に努めます。

町民の参加意識の向上：

広報活動の充実などにより、町民の町政への参加意識の向上を図ります。

行政情報の公開と個人情報の保護：

職員の意識改革を図るとともに、情報の公開・提供を積極的に推進し、開かれた町政の確立に努めます。

住民と行政との連携による地域ぐるみ活動の充実：

行政区や町内会でできる事は「結いの精神」を持って、その地域の住民の協力でを行い、困難な場合は、行政が支援する体制づくりを進めます。

### 第3節 地域主権の行財政システムの確立

質の高い行政サービスの提供：

効率的で迅速な行政サービスの提供を実現するため、情報通信技術を活用した新しい行政システムを構築し、行政情報の電子化を行いながら総合的利用を推進します。

行政組織運営の確立：

幅広い行政課題に柔軟に対応する体制を構築するため、定員適正化計画や人材育成基本方針に基づき、地方行政にふさわしい職員の育成に取り組みます。

健全な財政基盤の維持：

各種使用料等について定期的な見直しを行うとともに、広告収入の確保や遊休財産の処分、町税などの徴収対策を強化するなど、自主財源の確保に努めるとともに、計画的な財政運営を推進します。



新軽米町総合発展計画 2011 - 2020

- 概要版 -

編集発行 軽米町

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

TEL 0195-46-2111 FAX 0195-46-2335 <http://www.town.karumai.iwate.jp>

平成 23 年 ( 2011 ) 3 月発行